

(証券コード 3393)
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
スターティアホールディングス株式会社
代表取締役社長 本郷 秀之

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこといたしました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況を鑑み、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月23日(水曜日)午後6時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時00分(受付開始9時30分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
新宿モノリス11階 TKP新宿モノリスカンファレンスセンター
ホール11B
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第26期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.startiaholdings.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類又は連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(アドレス <https://www.startiaholdings.com>)に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会当日、当社スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。また、会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますが、ご出席される株主様におかれましても、マスク着用などの感染予防にご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスの確保や接触時間の短縮を目的に、状況に応じて株主様の座席について変則的な配置を取らせていただくことや、報告事項及び議案の詳細な説明を省略させていただくなどの措置を取らせていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ (アドレス <https://www.startiaholdings.com>) にてお知らせ申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済活動の停滞や縮小により、個人消費及び企業収益は急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。社会経済活動は一時的な持ち直しの動きがあったものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大が見られるなど未だ感染症の収束は見えず、景気の先行きについては依然として厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループが属する業界は、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワーク導入や業務のデジタルシフトへの環境整備が進むなど、ITを活用した経営改革は急務となっており、デジタルトランスフォーメーションなどの領域におけるIT投資需要が高まりを見せる一方、先行き不透明な景況感の中でIT投資判断に引き続き慎重さが見られております。

当社グループは、2020年5月15日発表の「中期経営計画 NEXT'S 2025」のとおり、当期2021年3月期から2025年3月期までの5ヵ年を対象とした中期経営計画を達成すべく、事業を推進しております。

特に、デジタルマーケティング関連事業においては、当期よりビジネスモデルをサブスクリプションモデル（継続課金型）としてSaaS型へ大きく舵を切り、これまでの高単価フロー型サービスには手が出せなかった顧客への導入ハードルを下げること、結果として顧客獲得数の増加に繋げるよう取り組みをスタートし、好調に推移しております。

また、ITインフラ関連事業におきましては、中小・中堅企業の顧客基盤と強固なリレーションシップを図り、オフィスに欠かせない基幹設備から事務サポートまでIT技術を手段として顧客に「解決」を提案・提供し、顧客の事業運営をより良い方向に変化させるべく、継続した生産性向上を支援してまいりました。

当連結会計年度においては、第1四半期から第2四半期にかけて新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動自粛等の影響を受けましたが、その後、第3四半期から第4四半期にかけては経済活動が徐々に再開されたことで、顧客の営業活動にも動きが見られ、特に第2四半期累計期間において影響があったITインフラ関連事業における売上高も回復して参りました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中、引き続き先行き不透明な景況感の中でのIT投資判断に慎重さが見られました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高、13,324,687千円（前期比4.3%増）となりました。

売上原価は7,508,441千円（前期比6.3%増）となりました。これは主に、売上増加に伴う売上原価の増加によるものでありますが、特に、デジタルマーケティング関連事業における開発投資に伴う製造原価の増加と、ITインフラ関連事業における、2020年12月下旬から2021年1月にかけて日本卸電力取引所において電力取引価格が高騰したことによる電力調達コストの増加などによるものであります。

販売費及び一般管理費は5,794,567千円（前期比16.3%増）となりました。これは主に、デジタルマーケティング関連事業においてTVCMを中心とした広告投資による費用の増加や、ITインフラ関連事業における新拠点開設に伴う費用の増加、人員採用増加に伴う人件費の増加などによるものであります。

その結果、営業利益は21,678千円（前期比97.0%減）となりました。

経常利益は、受取配当金、助成金収入などの計上により、70,298千円（前期比90.9%減）となりました。

また、当連結会計年度において、保有する投資有価証券を売却したことによる特別利益を計上した一方で、保有する投資有価証券に対する投資有価証券評価損の計上や、子会社である上海思達典雅信息系统有限公司の全株式を売却したことに伴う関係会社株式売却損を特別損失として計上いたしました（上海思達典雅信息系统有限公司は、全株式を売却したため、連結の範囲から除外することとなりました）。

税金等調整前当期純利益は62,084千円（前期比90.6%減）となり、税効果会計適用後の法人税等負担額は192,665千円（前期比56.4%減）となりました。

上記の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は、130,581千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益219,943千円）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次の通りであります

<デジタルマーケティング関連事業>

当連結会計年度におけるデジタルマーケティング関連事業は、以下の通りであります。

デジタルマーケティング関連事業におきましては、顧客を増やす5つの課題領域「情報発信」「集客」「顧客体験価値向上」「見込顧客育成と顧客化」「解約防止・リピート増（開発中）」を実現するSaaSツール群「Cloud CIRCUS（クラウドサーカス）※」を提供しております。Cloud CIRCUSは、初めてデジタルマーケティングにお取組みされる方でも、誰でも簡単にすぐ始められ使いこなせるツールとなっており、フリーミアム展開も進めております。また、Cloud CIRCUSに加えて、広告運用やサイト構築のノウハウを基に、マーケティングコンサルティングや運用のサポートも提供し、ツールと合わせて、マーケティング力の進化を統合的に支援することで、潜在的なデジタルシフトニーズに対応し、1社に複数のサービ

スを提供しております。

当連結会計年度におきましては、第3四半期および第4四半期における当社グループ初のTVCM配信に加え、初の自社カンファレンスである「Marketing CIRCUS DAY 2021」を開催するなど、アフターコロナにおける企業のデジタル化ニーズを喚起するプロモーション活動を展開し、Cloud CIRCUSのクロスセルや新規受注が増加したことで、サブスクリプションモデルの売上、利益が計画に対して好調に推移したことに加え、Cloud CIRCUS関連の受託開発の受注も増加し、フロー型の売上、利益も増加いたしました。

※Cloud CIRCUS

課題領域	提供ツール名	サービス内容
情報発信	ActiBook (アクティブック)	電子Book制作ソフト、 動画共有
	BlueMonkey (ブルーモンキー)	WebCMS&オウンドメディア構築
	AppGoose (アップグース)	アプリ運用
	Plusdb (プラスディービー)	データベース構築
	creca (クリカ)	スマホ用ランディングページ 制作
集客・広告運用コンサル	—	マーケティングコンサル、 広告運用コンサル
顧客体験価値向上	COCOAR (ココアル)	AR制作ソフト
	LESSAR (レッサー)	Webブラウザ用AR制作ソフト
顧客育成・顧客化	BowNow (バウナウ)	マーケティング オートメーション

その結果、デジタルマーケティング関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高2,580,785千円（前期比14.3%増）、セグメント損失（営業損失）121,508千円（前期はセグメント利益（営業利益）137,750千円）となりました。

<ITインフラ関連事業>

当連結会計年度におけるITインフラ関連事業は、以下の通りであります。

ITインフラ関連事業におきましては、MFP（複合機）、UTM（統合脅威管理）、ネットワーク機器、ビジネスフォン等の情報通信機器の販売・施工・保守並びにサーバ構築から運用保守まで一貫したシステムインテグレーション及び機器メンテナンスを行っております。また、クラウドストレージサービス「セキュアSAMBA」の提供と、オフィスワーク業務を自動化するRPA(Robotic Process Automation)ソ

リユースツールの「Robo-Pat(ロボパット)」や「RoboTANGO(ロボタンゴ)」など、複数のRPAツールの中から企業の課題等に合った最適なツール導入から導入後の活用が軌道に乗るまでのコンサルティングを行っております。さらに、昨今、働き方改革や新型コロナウイルス感染症拡大を機にテレワークが推進される中、紙とハンコを使用したビジネスプロセスは業務の円滑な遂行を妨げており、政府によるデジタル化普及にむけた見解と相まって、国内の電子契約の普及は加速し続けています。これを受けて、2020年7月より、契約書の署名や捺印・受け渡し・保管などをクラウド上で完結する電子署名ツールの取り扱いを開始いたしました。

IT機器・サービスは近年では高性能化と低価格化が進み、ITインフラ関連事業のターゲットである中小企業がこうしたIT機器・サービスを活用し、売上向上や生産性アップに取り組む経営環境が一段と整備されてまいりました。

しかしながら、中小企業におきましては、人的制約からIT部門やIT専任者を社内に置くことができない、またはそうした人材を十分確保できないことが大半で、IT機器・サービスを導入できず、十分に活用できないといったことが課題になっております。このような課題に対して、当社は顧客の健全な成長と存続に寄り添うことをミッションとし、お客様の目線に立ち、最適なIT機器・サービスや関連するオフィス環境を提案し、販売・サポートを提供しております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛の影響により特に、第1四半期から第2四半期においてフロー型売上、ストック型売上共に苦戦いたしました。第3四半期から徐々に顧客の営業活動の回復の兆しが見え始めたことでフロー型の売上が回復して参りました。しかしながら、2020年12月下旬から2021年1月にかけて日本卸電力取引所において電力取引価格が高騰したことで、電力調達コストが増加し、売上総利益が減少いたしました。

その結果、ITインフラ関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高10,641,626千円(前期比2.4%増)、セグメント利益(営業利益)285,735千円(前期比52.3%減)となりました。

<CVC関連事業>

当連結会計年度におけるCVC関連事業は、以下の通りであります。

CVC関連事業におきましては、新規の投資実行はありませんでした。一方で、第4四半期に投資先の1社である株式会社CLEARの全株式を売却いたしました。

その結果、CVC関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高57,841千円(前年同期:売上高269千円)、セグメント利益(営業利益)44,961千円(前期はセグメント損失(営業損失)51,581千円)となりました。

<海外関連事業>

当連結会計年度における海外関連事業は、以下の通りであります。

海外関連事業におきましては、中国・シンガポールなどの現地法人において事業活動を行ってまいりました。中国における 2017年6月施行の「サイバーセキュリティ法」の影響等による中国当局からのネットワークの規制強化に加え、昨今世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響による海外渡航制限が続き、中国観光客及びビジネス赴任者の激減に伴い業績の低迷が続いた為、当第4四半期に中国で事業展開していた、上海思達典雅信息系统有限公司（以下、「上海スターティア」とする）の全株式を現地従業員に譲渡を行いました。なお、上海スターティアの連結除外日は2020年12月31日となります。

その結果、海外関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高43,499千円（前期比64.1%減）、セグメント損失（営業損失）52,166千円（前期はセグメント利益（営業利益）3,009千円）となりました。

セグメント別売上高の状況

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前期比増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
デジタルマーケティング 関連事業	2,257,795	17.7	2,580,785	19.4	322,989	14.3
IT インフラ 関連事業	10,395,237	81.3	10,641,626	79.9	246,388	2.4
CVC 関連事業	269	0.0	57,841	0.4	57,572	21,397.3
海外関連事業	121,286	0.9	43,499	0.3	△77,786	△64.1
その他	4,055	0.0	—	—	△4,055	—
調整額	—	—	935	0.0	935	—
合計	12,778,643	100.0	13,324,687	100.0	546,044	4.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度増加額のうち主なものは、次のとおりです。

建物	ITインフラ関連事業に係る新拠点開設費用	26,772千円
工具、器具及び備品	ITインフラ関連事業に係る新拠点開設費用	9,538千円
ソフトウェア	ITインフラ関連事業に係る設備投資	20,560千円
ソフトウェア	SFA/CRM システム 開発費用	58,449千円
ソフトウェア	管理業務のシステム導入等に係る費用	21,734千円
ソフトウェア	社内ネットワーク環境整備に係る費用	29,148千円
工具、器具及び備品	社内ネットワーク環境整備に係る費用	6,457千円

- (3) 資金調達の様況
当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,550,000千円の調達を実施いたしました。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該当事項はございません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はございません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はございません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
当社は、子会社である上海思達典雅信息系统有限公司の全株式を売却したため、2020年12月31日付で、上海思達典雅信息系统有限公司は当社の連結子会社ではなくなりました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」を経営理念とし、IT業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営推進を行い、事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化によって企業価値の向上に努めております。

当社グループが属する業界は、一部のIT関連需要の低迷を背景に設備投資を先送りする動きがみられる一方で、人手不足を背景とした自動化、省力化への投資、昨今のクラウドファーストやDX（デジタルトランスフォーメーション）への関心が高まり、市場は大きく成長しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「NEXT'S 2025」を策定し、変革と成長の2軸による更なる進化を目指し、更なる企業価値向上に努めることが当面の経営課題と考えており、それらの対処方法として次の施策を進めてまいります。

イ. デジタルマーケティング関連事業におけるサブスクリプションモデルへの転換

サブスクリプションモデル（継続課金型）への転換を実行し、これまでの高単価フロー型サービスには手が出せなかった顧客への導入ハードルを下げることで、結果として顧客獲得数の増加に繋げてまいります。そのために、更なる開発体制の強化とブランド強化のためのマーケティング活動に積極的投資を行い、中長期的には高収益化成長を達成し、顧客のマーケティングにおけるエコシステムを実現してまいります。

ロ. ITインフラ関連事業における顧客基盤の拡大

新規出店とM&A、新商材提供による顧客基盤の拡大やアライアンスの更なる推進により、オーガニック成長を遂げ、中小企業への継続した生産性向上を支援してまいります。

ハ. 社内業務環境のデジタルシフト

社内業務環境において、デジタルシフトを進め、業務効率化による生産性向上を実現してまいります。

ニ. 優秀な人材の確保及び育成

企業価値向上を支える優秀な人材確保のための採用活動と人材を育成すべく研修を強化してまいります。

ホ. コーポレート・ガバナンスの強化

すべてのステークホルダーの期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。また、企業倫理とコンプライアンスを徹底し、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでまいります。

以上のような施策の実施を通して、役職員一同、企業価値の向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 23 期 2018年 3 月期	第 24 期 2019年 3 月期	第 25 期 2020年 3 月期	第 26 期 (当連結会計年度) 2021年 3 月期
売 上 高 (百万円)	11,058	11,907	12,778	13,324
経 常 利 益 (百万円)	376	573	771	70
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (百万円)	613	323	219	△130
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失	60円74銭	32円15銭	22円45銭	△13円25銭
総 資 産 (百万円)	7,747	8,218	7,910	8,790
純 資 産 (百万円)	4,865	4,629	4,701	4,577

(注)売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失は、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

イ. 親会社との状況

該当事項はございません。

ロ. 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)
スターティア株式会社	東京都 新宿区	90百万円	ITインフラ関連事業	100.00
スターティアラボ株式会社	東京都 新宿区	150百万円	デジタル マーケティング 関連事業	100.00
スターティアレイズ株式会社	東京都 新宿区	90百万円	ITインフラ関連事業	100.00
Startia Asia Pte.Ltd.	シンガポール	84百万円	海外関連事業	100.00
スターティアウィル株式会社	千葉県 千葉市	10百万円	グループの業務請負、 障がい者雇用の コンサルティング	100.00
Mtame株式会社	東京都 新宿区	50百万円	デジタル マーケティング 関連事業	100.00
ビーシーメディア株式会社	大阪府 堺市	10百万円	ITインフラ 関連事業	100.00
株式会社エヌオーエス	鹿児島県 鹿児島市	10百万円	ITインフラ 関連事業	100.00
C-design株式会社	東京都 新宿区	30百万円	ITインフラ 関連事業	100.00

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
スターティア株式会社	東京都新宿区	1,978百万円	7,000百万円

ハ. 持分法適用会社の状況

会社名	所在地	資本金	主要な事業の内容	当社の出資比率(%)
株式会社MACオフィス	大阪市中央区	81百万円	ITインフラ関連事業	30.48
株式会社アーバンブラン	東京都新宿区	100百万円	ITインフラ関連事業	34.23

(11) 主要な事業内容

事業部門	主要な製品
デジタルマーケティング関連事業	統合型デジタルマーケティングサービスであるCloud Circusの提供や電子ブック作成ソフトActiBookやActiBookの手軽さをARの世界にも応用したActiBook AR COCOAR、CMS Blue Monkey、Plusdbを中心としたWebアプリケーションの企画・開発・販売に留まらず、Web制作やアクセスアップコンサルティング、システムの受託開発・カスタマイズといった顧客の売上増大や業務効率アップを目的としたWebアプリケーションに関するトータルソリューションを提供しております。
IT インフラ 関連 事業	顧客企業のニーズと成長に合わせた総合的なネットワークインテグレーション及びクラウドをはじめとしたシステムインテグレーションを提供し、ネットワーク機器やサービスを組み合わせたトータルのソリューションを提供しております。また、ビジネスホン、MFP及びカウンターサービスを主力とした販売を行っており、当社グループが長年にわたり情報通信機器やISP回線手配などの販売を行ってきたノウハウを活かし、LANなどの通信環境を意識したオフィスレイアウトの提案も行っております。また、電話回線手配などの回線加入受付代行による通信事業者からのインセンティブ収入事業を行っております。
CVC 関 連 事 業	斬新なアイデアや革新的なテクノロジーによって新しいビジネスの開拓に挑むITベンチャー企業に出資をすると同時に、当社グループの顧客基盤やITソリューション力といった経営資源を活用することで、投資先企業の成長をサポートする事業を行っております。同時に、そうした投資先との資本を通じた連携により当社グループ内にイノベーションを誘発し、新たな企業価値を生み出すことを目指しております。
海 外 関 連 事 業	中国、シンガポールなどの現地法人において事業活動を行っております。

(12) 企業集団の主要な拠点

イ. 当社の事業所

本 社	東京都新宿区
-----	--------

ロ. 子会社の事業所

①スターティア株式会社

本 社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市北区
東東京支店	東京都台東区
横浜支店	神奈川県横浜市西区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
和歌山コンタクトセンター	和歌山県和歌山市

②スターティアラボ株式会社

本 社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市北区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

③スターティアレイズ株式会社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

④Startia Asia Pte.Ltd.

本 社	シンガポール
-----	--------

⑤スターティアウィル株式会社

本 社	千葉県千葉市
-----	--------

⑥Mtame株式会社

本 社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市北区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

⑦ビーシーメディア株式会社

本 社	大阪府堺市
-----	-------

⑧株式会社エヌオーエス

本 社	鹿児島県鹿児島市
-----	----------

⑨C-design株式会社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

(13) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

イ. 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
690 (99) 名	59 (23) 名	33.35歳	5年10ヶ月

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に期末時の人員を記載しております。

ロ. 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
41 (5) 名	△1 (4) 名	41.00歳	6年3ヶ月

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に期末時の人員を記載しております。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	784,200千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	754,174千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 肥 後 銀 行	50,000千円

(注)株式会社みずほ銀行の借入残高のうち、30,600千円は、株式給付信託（従業員持株会処分型）導入のために設定されたスターティアホールディングス従業員持株会専用信託口が、当社株式を取得するための原資として借入を行ったものであります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,240,400株（自己株式82株を含む）
 (3) 株主数 2,876名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
本郷 秀之	4,134,600	40.38
光通信株式会社	678,200	6.62
財賀 明	499,600	4.88
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	494,600	4.83
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	355,500	3.47
スターティアホールディングス従業員持株会	334,892	3.27
古川 征且	272,600	2.66
源内 悟	246,400	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	219,900	2.15
引字 圭祐	155,800	1.52

- (注)1. 当社は自己株式82株を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しておりません。
 2. 自己株式数には、「株式給付信託（BBT・J-ESOP）」及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」にかかる信託口が保有する株式は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2019年5月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP」といいます。）を導入しております。

J-ESOPは、予め当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOPの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、J-ESOPの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOPに係る信託E口の2021年3月31日現在の保有株式数は210,000株であります。

②株式給付信託（BBT）

当社は、2019年6月20日開催の株主総会決議に基づき、新たに株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「BBT」といいます。）を導入しております。

BBTは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBTに基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

当社及び当社の子会社は、BBTの導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所

市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、BBTに係る信託E口の2021年3月31日現在の保有株式数は121,300株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、株主を始めとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）の期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。特に以下の4項目については最も重要であると考えております。

1. 株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
2. 株主以外のステークホルダーについて権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること
3. 適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保すること
4. 取締役会・監査役会が期待される役割を果たすこと

また、企業倫理とコンプライアンス（法令遵守）を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでおります。

コンプライアンスに関しては、全役職員を対象とした説明会を設けるなどして法令遵守の意識強化を図っております。コンプライアンスを徹底していくことが責任ある業務遂行において必須であるとの考えのもと、今後も事業拡大を図る一方、法令遵守を徹底してまいります。

(2) 取締役及び監査役の氏名等

2021年3月31日現在

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本郷 秀之	グループ最高経営責任者 公益財団法人ほしのわ代表理事 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク代表理事
取締役	北村 健一	グループ常務執行役員 (デジタルマーケティング事業管掌) スターティアラボ株式会社代表取締役社長 兼 最高経営責任者
取締役	植松 崇夫	グループ執行役員 (ファイナンス管掌) スターティア株式会社 監査役 スターティアラボ株式会社 監査役
取締役	鈴木 良之	—
取締役	森 学	SakeWiz 株式会社 代表取締役
取締役	鷹松 弘章	米 Tableau Software エンジニアリングシニアマネージャー 米 Fairleigh Dickson 大学バンクーバー校 コンピュータサイエンス委員 米 Enlinx エグゼクティブビジネスコーチ
常勤監査役	荒井 道夫	—
監査役	郷農 潤子	青山法律事務所 所長 弁護士
監査役	松永 暁太	ふじ合同法律事務所 所属 弁護士

- (注) 1. 取締役 鈴木良之氏、森学氏、鷹松弘章氏は社外取締役であります。また、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 荒井道夫氏、郷農潤子氏は社外監査役であります。また、当社は2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 鈴木良之氏は、長年経営管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役 森学氏は、長年経営管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 取締役 鷹松弘章氏は、長年経営管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役 荒井道夫氏は、前職において常勤監査役の経験もあり、会社法並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 郷農潤子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
8. 監査役 松永暁太氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

9. 当社はグループ執行役員制度を導入しております。

なお、2021年3月31日現在の取締役兼務者以外のグループ執行役員は次の通りであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
グループ専務執行役員 (ITインフラ事業管掌)	笠 井 充	スターティア株式会社代表取締役社長
グループ執行役員 (インベストメント及び コーポレート本部管掌)	平 岡 万 葉 人	Startia Asia Pte.Ltd. President/Director
グループ執行役員 (IT管掌)	日 永 博 久	情報システム部部长 スターティアラボ株式会社取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定の方法

当社は、役員報酬に関する事項として、当該決定方針等を役員報酬規程に定めており、取締役会にて決議しております。

②当該方針の内容の概要

1. 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
2. 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、取締役会において決定する。但し、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、取締役社長が決定する。
3. 固定報酬等（業績に連動しない金銭報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。
4. 業績連動報酬等（業績に連動する金銭報酬）を支給する場合、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて支給額を決定する。
5. 非金銭報酬等を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし付与数は役位に応じ各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
6. 取締役の報酬は、別に定める報酬諮問委員会規程に準じ、代表取締役社長及び社外取締役で構成される報酬諮問委員会の答申内容を諮った後取締役会で決定する。
7. 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会において、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象とした取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託」について、1事業年度当たり付与するポイント数の上限数を9,500ポイント（うち、社外取締役分として1,500ポイント）と決議しております。なお、当たり当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役3名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的に諮問機関として報酬諮問委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置しております。本委員会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針および個人別の報酬等の内容について審議を行い、取締役会へ答申しております。なお、本委員会の委員は、独立社外取締役2名、社内取締役1名及び監査役1名の計4名で構成することを原則としております。ただし、独立社外取締役にやむを得ない事由があるときは、委員となる独立社外取締役1名を選定しております。

ニ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	89,215千円	81,945千円	5,000千円	2,270千円	3名
監査役	3,000千円	3,000千円	-	-	1名
社外取締役	12,564千円	10,800千円	1,248千円	516千円	3名
社外監査役	12,000千円	12,000千円	-	-	2名

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）については、短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績や個人評価等に基づき変動する、業績連動報酬等の金銭報酬として賞与を支給しております。なお、当事業年度における役員賞与に係る指標は、単年度における本業の稼ぐ力により成し遂げられることを評価するため、連結営業利益計画の達成と個人評価等に基づき支給しております。なお、業績指標に関する実績は当事業年度における連結営業利益21百万円（当事業年度における連結営業利益の計画△200百万円）となりました。

社外取締役については、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的として、各事業年度に関して、役位等により定める金銭報酬としております。

へ. 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）については、株価上昇によりメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動の株式報酬とし、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成等を勘案して定まる数のポイントを付与することとしております。付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付をいたします。また、株式報酬における指標は、本業の稼ぐ力により成し遂げられることを評価するため、連結営業利益計画の達成と個人評価等に基づき決定することとしております。なお、業績指標に関する実績は当事業年度における連結営業利益21百万円（当事業年度における連結営業利益の計画△200百万円）となりました。

社外取締役については、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的とした株式報酬とし、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントを付与することとしております。付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を致します。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び監査役の氏名等」に記載したとおりであります。

ロ. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況等
取締役	鈴木良之	当事業年度中に開催の取締役会13回中13回に出席し、主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に経営全般について適宜有益な発言を行っています。
取締役	森学	当事業年度中に開催の取締役会13回中13回に出席し、主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に経営全般について適宜有益な発言を行っています。
取締役	鷹松弘章	当事業年度中に開催の取締役会13回中13回に出席し、主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特にIT技術全般について適宜有益な発言を行っています。
監査役	荒井道夫	当事業年度中に開催の取締役会13回中13回、監査役会15回中15回に出席し、主に前職での経営に関する豊富な経験及び知見に基づき、有益な発言を行い、特に当社のコーポレート・ガバナンスについて助言・提言を行っています。
監査役	郷農潤子	当事業年度中に開催の取締役会13回中13回、監査役会15回中15回に出席し、主に弁護士としての専門的視点から有益な発言を行い、特に当社のコンプライアンスについて助言・提言を行っています。

(注)1. 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議に関して意見を確認できる環境を整えております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役鈴木良之氏、社外取締役森学氏、社外取締役鷹松弘章氏、社外監査役荒井道夫氏、社外監査役郷農潤子氏及び社内監査役松永暁太氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社及び子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45,000千円
ロ	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,300千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度における非監査業務に基づく報酬の内容は、収益認識に関する会計基準の適用に関する指導・助言業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社は、そのほか当社の監査業務に重要な支障をきたす事態が会計監査人に生じたと認められるときは、監査役会の決定に基づき、解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

7. 会社の体制及び方針

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という経営理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

今後も、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

(1) 体制の概要

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
 - ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。
 - ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。
 - ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役又は執行役員とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。
 - ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。
 - ト. 内部統制審議会の会長は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った者の氏名および情報等は秘匿し、不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。
 - チ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、警察

等の外部専門機関と緊密に連携して、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録等を含む）の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）が実践的に実施される体制を構築する。
- ロ. 内部統制審議会は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び子会社の各部門におけるリスクの整備、運用を統括する。なお、「リスク管理規程」は当社及び子会社のリスク管理について規定され、内部統制審議会が立案し、取締役会で決議される。
- ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク
 - 2) 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - 4) その他取締役会が重大と判断するリスク
- ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。
- ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講じることにより、損失の危険を適正に管理する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
- ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「子会社管理規程」として整備する。
- ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を子会社管理規程に定める。
- ハ. 当社並びに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。
- ニ. 当社は、当社及び子会社に共通する「スターティアグループ行動基準」を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。
- ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

⑥当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

- イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。
- ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。
- ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べることができる。
- ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

⑧当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

- 1) 法令により報告が義務付けられている事項
- 2) 重要な会議にて決議した事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 法令・定款違反のおそれのある事項
- 5) その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項
- 6) 監査役から報告を求められた事項

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

- イ. 当社及び子会社は、内部統制の適切な整備のため、任意の機関として内部統制審議会を設置しております。内部統制審議会は、取締役又は執行役員、従業員から構成され、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築・維持に努めるために、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を統括しております。2021年3月期において、内部統制審議会は年12回開催されております。
- ロ. 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書」に基づき、自己評価及び第三者による評価を実施し、評価結果は取締役会に報告されております。

②コンプライアンス体制

- イ. 子会社を含めた全役職員に対して、「企業倫理憲章」、「スターティアグループ行動基準」の周知・遵守を図ることにより、コンプライアンスに関する啓発を行っております。
- ロ. 子会社を含めた全役職員に対して、コンプライアンス委員会によるハラスメント研修およびe-Learningによる啓発活動を実施しております。2021年3月期についてはハラスメント撲滅月間（2020年11月～12月末）を設定、オンライン研修を実施し、管理、監督職の8割が受講、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上と根絶に向けた取り組みを行っております。研修およびe-Learningのコンテンツ内容、受講結果については内部統制審議会に報告されております。2021年3月期において、コンプライアンス委員会は年12回開催されております。
- ハ. 内部通報窓口は、取締役会が選任した者を構成員とする社内窓口及び社外の弁護士による社外窓口をそれぞれ設置しております。また、子会社を含めた全役職員が不利益を被ることなく内部通報することができるようにすべく、「内部通報に関する規程」に基づき、内部通報を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止や不利益な取扱いを行った従業員に対する処分内容の明示に関する定めを置くとともに、内部通報後も実際に不利益な取扱いがなされているか否かを確認しております。

③リスク管理体制

イ. 「リスク管理規程」に基づき、当社グループに著しいマイナスの影響を及ぼす可能性のある事象（全社的リスク）をリスク管理委員会にて識別しました。今期は事業特有のリスクだけでなく、新型コロナウイルス感染症が各子会社に与えた影響と対策、今後の事業活動への影響などを中心に協議しました。

また、BCP（Business continuity plan）責任者とリスク管理委員会で「事業継続計画」すなわち、自然災害や感染症のパンデミックなどに直面しても事業を中断させない、中断したとしても速やかに復旧させるための計画の構築について検討しました。

2021年3月期において、リスク管理委員会は年12回開催され、活動は内部統制審議会に報告されております。

ロ. 当社及び子会社の重大なインシデントが漏れなく報告され、適正に対応を行う体制の整備を行いました。

ハ. 有価証券報告書における開示の充実を図るため、当期の「事業等のリスク」の見直しを行いました。

④取締役の職務執行

- イ. 当社は、経営に関する深い知識と経験を有する取締役を計6名配置しており、業務執行の内容及び決定等について意見を交換しております。また、取締役のうち3名は独立社外取締役であり、業務執行の内容及び決定等に関して、独立性の高い中立的な立場から、積極的に意見を述べております。
- ロ. 当社は、報告セグメント毎にグループ執行役員を配置しており、当社の経営に重大な影響を及ぼすものを除いた個別の業務執行に関する事項は、これらの報告セグメント毎の執行役員に対してその決定を委任し、業務執行の機動性、効率性を確保しております。なお、各報告セグメント担当グループ執行役員に委任する際の基準となる当社の経営に重大な影響を及ぼすものか否かの判断は、「職務権限規程」に明記されている金額を原則的な基準としており、委任の範囲の明確化と経営の透明性の確保に努めております。

⑤監査役の職務執行

- イ. 当社は、財務、会計または法律に関する高度な知識と経験を有する監査役を計3名配置しており、監査役会において、当社の業務執行の内容及び決定等について、経営幹部に必要に応じて説明を求めたうえで、監査役の間で協議を実施し、監査の意見を述べております。また、監査役のうち2名が社外監査役であり、客観的、中立的な立場から積極的に意見を述べているほか、他1名の監査役についても当社との特別な利害関係を有しておらず、社外監査役と同様な立場から意見を述べております。
- ロ. 監査役は取締役会及び内部統制審議会等の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ハ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長及び各取締役との間でそれぞれ意見交換会を実施しております。
- ニ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけているとともに、経営基盤および競争力強化のため、必要な内部留保に努め、中長期戦略に基づく株主還元の強化に努めてまいりたいと考えております。

こうした考えのもと、当社の剰余金の配当につきましては、成長・発展に必要な資金を内部留保より賄いつつ、財務健全性の維持に努め、連結業績や市場環境、これまでの配当額・配当性向等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を行っていくことを基本方針としております。

今後も長期的な安定配当の基本方針は変えませんが、当期から2023年3月期までの積極投資期間については毎期1円増配の累進配当を計画しております。

当期の配当につきましては、2021年3月期の期末配当は1株当たり7円00銭とし、2021年3月期の中間配当を含めた年間配当金は10円00銭の実施とさせていただきます。

なお、期末配当（剰余金の処分）につきましては、2021年5月14日開催の取締役会において決議しております。

②自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的として事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

(注)本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,469,542	流動負債	3,075,748
現金及び預金	3,245,235	買掛金	901,626
受取手形及び売掛金	2,331,454	1年内返済予定の長期借入金	855,970
営業投資有価証券	120,606	未払金	484,786
原材料	168,500	未払費用	193,326
その他	742,071	未払法人税等	44,463
貸倒引当金	△138,326	未払消費税等	136,709
固定資産	2,320,721	前受金	146,686
有形固定資産	137,890	賞与引当金	218,987
建物	92,561	役員賞与引当金	11,748
車両運搬具	1,988	株式給付引当金	20,215
工具、器具及び備品	43,340	その他	61,229
無形固定資産	837,515	固定負債	1,137,254
のれん	37,968	長期借入金	1,032,404
ソフトウェア	791,433	株式給付引当金	36,804
その他	8,113	役員株式給付引当金	12,382
投資その他の資産	1,345,315	繰延税金負債	55,163
投資有価証券	863,932	その他	500
繰延税金資産	154,378	負債合計	4,213,003
差入保証金	221,066	(純資産の部)	
その他	105,937	株主資本	4,418,868
		資本金	824,315
		資本剰余金	903,459
		利益剰余金	2,879,596
		自己株式	△188,503
		その他の包括利益累計額	158,392
		その他有価証券評価差額金	158,392
		純資産合計	4,577,261
資産合計	8,790,264	負債・純資産合計	8,790,264

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	13,324,687
売	上	原	7,508,441
売	上	総	5,816,245
販	売	費	5,794,567
営	業	利	21,678
営	業	外	
	受	取	148
	受	取	10,026
	為	替	5,336
持	分	法	1,394
助	成	に	20,728
投	資	事	2,635
受	取	保	9,246
そ		の	9,698
営	業	外	59,215
	支	払	3,963
投	資	事	3,349
そ		の	3,282
経	常	利	70,298
特	別	利	益
投	資	有	12,133
特	別	損	12,133
関	係	会	5,688
投	資	有	14,659
税	金	等	62,084
法	人	税	192,157
法	人	税	508
当	期	純	192,665
	純	損	△130,581
	失	(△)	△130,581
親	会	社	△130,581
株	主	に	
帰	属	す	
る	当	期	
純	損	失	
(△)			

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,810,705	流 動 負 債	2,272,544
現金及び預金	2,897,810	1年内返済予定の長期借入金	855,970
売 掛 金	78,259	未 払 金	59,304
営業投資有価証券	98,464	未 払 費 用	11,029
貯 蔵 品	4	未 払 法 人 税 等	6,326
前 払 費 用	51,909	賞 与 引 当 金	20,111
関係会社短期貸付金	550,660	役 員 賞 与 引 当 金	3,748
未 収 入 金	44,139	株 式 給 付 引 当 金	20,215
そ の 他	99,565	関 係 会 社 預 り 金	1,280,619
関係会社貸倒引当金	△10,107	そ の 他	15,218
固 定 資 産	3,189,509	固 定 負 債	1,098,563
有 形 固 定 資 産	52,666	長 期 借 入 金	1,032,404
建 物	29,294	株 式 給 付 引 当 金	11,567
車 両 運 搬 具	1,485	役 員 株 式 給 付 引 当 金	4,334
工具、器具及び備品	21,887	繰 延 税 金 負 債	50,257
無 形 固 定 資 産	89,071	負 債 合 計	3,371,107
ソ フ ト ウ ェ ア	88,764	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	307	株 主 資 本	3,483,975
投資その他の資産	3,047,770	資 本 金	824,315
投資有価証券	530,190	資 本 剰 余 金	945,241
関係会社株式	2,330,006	資 本 準 備 金	809,315
長期前払費用	23,553	そ の 他 資 本 剰 余 金	135,925
差入保証金	108,704	利 益 剰 余 金	1,902,921
保険積立金	55,315	利 益 準 備 金	810
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,902,111
		自 己 株 式	△188,503
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	145,132
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	145,132
		純 資 産 合 計	3,629,107
資 産 合 計	7,000,215	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,000,215

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額										
営	業	収	益	1,109,671									
営	業	費	用	977,667									
営	業	利	益	132,003									
営	業	外	収	益									
	受	取	利	息	1,145								
	為	替	差	益	3,934								
	受	取	配	当	金	267							
	受	取	保	証	料	9,246							
	そ		の	他	3,769								
営	業	外	費	用									
	支	払	利	息	15,360								
	関	係	会	社	貸	倒	引	当	金	繰	入	額	107
	投	資	事	業	組	合	運	用	損	3,349			
	そ		の	他	584	19,401							
経	常	利	益	130,966									
特	別	利	益										
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	465	465		
特	別	損	失										
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	3,229			
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	48,086	51,316		
税	引	前	当	期	純	利	益	80,116					
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	2,466	
法	人	税	等	調	整	額	88,223	90,690					
当	期	純	損	失	(△)	△10,574							

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

スターティアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターティアホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

スターティアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターティアホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

スターティアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井道夫 ㊟

監査役 郷農潤子 ㊟

監査役 松永暁太 ㊟

(注) 監査役荒井道夫、監査役郷農潤子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ほん ごう ひで ゆき 本 郷 秀 之 (1966年5月1日生)	1986年10月 北日本丸八真綿株式会社入社 1992年8月 市外電話サービス株式会社入社 1993年9月 ゼネラル通信工業株式会社入社 1994年7月 日本デジタル通信株式会社入社 1996年2月 有限会社テレコムネット(現当社)設立、代表取締役社長 1996年10月 同社組織変更、株式会社エヌディーテレコム(現当社)代表取締役社長(現任) 2006年4月 スターティアレナジー株式会社取締役 2007年4月 最高経営責任者 2009年4月 スターティアラボ株式会社取締役 2013年3月 上海思達典雅信息系统有限公司執行董事 2013年6月 宏馬數位科技股份有限公司董事 ゲンダイエージェンシー株式会社取締役 2017年2月 IMJ Investment Partners Pte. Ltd. (現Spiral Ventures Pte. Ltd.) 取締役 2017年2月 Y&P Holdings Pte. Ltd. 取締役 2018年3月 一般財団法人ほしのわ(現公益財団法人ほしのわ) 代表理事(現任) 2018年9月 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク代表理事(現任) 2019年5月 グループ最高経営責任者(現任) [重要な兼職の状況] 公益財団法人ほしのわ代表理事 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク代表理事	4,134,600株
		【取締役候補者とした理由】 1996年の設立以来、代表取締役として経営に関与しており、グループ会社の経営全般、管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	きた むら けん いち 北村 健一 (1977年9月23日生)	2001年6月 株式会社エヌディーテレコム(現当社)入社 2008年4月 執行役員、インターネットメディアコンテ ツ事業部長 2009年4月 スターティアラボ株式会社代表取締役社長 (現任) 2010年4月 ウェブソリューション事業部長 2012年4月 常務執行役員 2019年1月 アジアクエスト株式会社取締役 2019年5月 グループ常務執行役員(デジタルマーケテ ィング事業管掌)(現任) 2020年6月 スターティアホールディングス株式会社取締 役(現任) スターティアラボ株式会社最高経営責任者 (現任) [重要な兼職の状況] スターティアラボ株式会社代表取締役社長	38,500株
	【取締役候補者とした理由】 入社後、インターネットメディアコンテンツ事業(現デジタルマーケティング 関連事業)を立ち上げ、2009年4月にスターティアラボ株式会社として新設分 割し、同社代表取締役に就任して経営に関与しており、当社における豊富な業 務経験と、経営全般、管理・運営業務に関する知見を有していることから、取 締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	うえ まつ たか お 植 松 崇 夫 (1976年2月17日生)	1996年4月 栃木日野自動車株式会社入社 2004年9月 当社入社 2009年4月 スターティアラボ株式会社監査役 2012年4月 管理部長 2015年4月 執行役員 2015年9月 株式会社クロスチェック 監査役 2017年4月 管理本部長 2017年11月 スターティア株式会社監査役 (現任) スターティアレイズ株式会社監査役 (現任) 2018年6月 取締役 (現任) 2019年3月 スターティアラボ株式会社監査役 (現任) 2019年5月 グループ執行役員 (ファイナンス管掌) (現任) [重要な兼職の状況] スターティア株式会社監査役 スターティアラボ株式会社監査役	4,700株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に財務・会計業務に従事し、財務経理責任者を経て、現在、取締役兼グループ執行役員 (ファイナンス管掌) を務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	ナズ キ ヨシ ユキ 鈴木 良 之 (1952年 5月 25日生)	1975年 4月 株式会社インテック入社 1988年11月 同社企画部主査 INTEC AMERICA INC. ニューヨーク駐在員事務所 1995年 4月 株式会社インテック通信営業部長 2003年 4月 同社取締役 総務・営業部門担当 企画部長 2005年 1月 同社執行役員 企画担当 2005年 4月 同社執行役員 技術・営業統括本部副本部長 2007年 6月 同社執行役員常務 コピキタスソリューション事業部長 ネットワーク&アウトソーシング事業本部長 2008年 4月 同社執行役員常務 技術本部長、情報セキュリティ・個人情報保護担当 2008年 6月 株式会社クレオ取締役 2009年 6月 株式会社インテック常務取締役 技術本部長 2010年 4月 同社 コンサルティング事業部担当、ITプラットフォームサービス事業部担当、クラウドビジネス推進室担当、技術本部長 株式会社インテックシステム研究所代表取締役社長 2011年 4月 株式会社インテック専務取締役、経営管理部、情報システム部、事業推進本部、東京業務部担当 2012年10月 同社専務取締役、北陸業務部担当 2013年 6月 当社社外取締役(現任) 株式会社インテック専務取締役、経理部、経営管理部、情報システム部、財務部担当 2014年 4月 株式会社インテック専務取締役、経理部、企画推進本部、財務部、情報システム部、東京業務部担当 2014年 6月 同社取締役副社長、経理部、企画推進本部、財務部、情報システム部、東京業務部担当 2015年 4月 同社 リスク・コンプライアンス、経理部、財務部、情報システム部、東京業務部担当 2015年 5月 同社代表取締役副社長 2016年 4月 同社代表取締役副社長 生産本部長 2016年 6月 株式会社TIS取締役 2018年 4月 株式会社インテック常任顧問 2019年 4月 同社参与	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 海外事業を展開する企業の経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しており、2013年の就任以来、当社の経営へ助言を行っております。今後もこれらを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	もり 森 (1964年12月7日生)	<p>1985年4月 大明電話工業株式会社（現大明株式会社）入 社</p> <p>1989年1月 株式会社JICC（現株式会社宝島社）入社</p> <p>2000年6月 株式会社インフォシーク入社</p> <p>2002年1月 株式会社インフォシーク 代表取締役社長</p> <p>2002年12月 ライコスジャパン株式会社代表取締役社長</p> <p>2003年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社） 取締役就任/執行役員</p> <p>2005年11月 楽天リサーチ株式会社代表取締役</p> <p>2016年4月 同社取締役会長</p> <p>2017年6月 SakeWiz株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 SakeWiz株式会社代表取締役</p>	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>IT事業を展開する企業の経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しており、当社の経営へ助言を行っております。今後もこれらを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
6	※ ^{ふる} 古 ^{いち} 市 ^{ゆう} 優 ^こ 子 (1988年11月3日生)	2011年4月 サイバーエージェント入社 (株式会社CyberZへ出向) 2013年11月 Comexposim 株式会社入社 2019年4月 Comexposim 株式会社代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 米国Advance Women at Work TM アドバイザー	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 マーケティング、広告、コマース、デジタル領域のカンファレンスの企画運営事業を展開する企業の経営全般にわたる幅広い業務に携わり、また、マーケティング業界における経験と実績を有していることから、当社の経営へ助言を行っていただけるものと考えております。これらを期待し、社外取締役候補者としてしました。			

(注)1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鈴木良之氏、森学氏、古市優子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木良之氏、森学氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、2氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、古市優子氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
4. 鈴木良之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
5. 森学氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は鈴木良之氏、森学氏との間で、責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、古市優子氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 鈴木良之氏、森学氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
9. 鈴木良之氏、森学氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 鈴木良之氏、森学氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 鈴木良之氏、森学氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継または譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 荒井道夫、松永暁太の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため、監査役を1名増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	あら い みち お 荒 井 道 夫 (1947年3月13日生)	1969年4月 ライオン油脂株式会社(現ライオン株式会社) 入社 1991年3月 株式会社クレオ入社 2001年6月 同社常勤監査役 2004年6月 同社常勤監査役退任 2004年10月 当社非常勤監査役 2005年8月 中央システム株式会社常務取締役 2011年6月 当社常勤監査役(現任)	4,100株
		【社外監査役候補者とした理由】 前職において常勤監査役の経験もあり、会社法などに精通しており、豊富な経験と見識に基づき、グループ経営に関する意見を頂くことにより、当社のコーポレート・ガバナンスおよびグループ経営に助言、提言をしており、2004年の当社監査役就任以来、経営を監査・監視しています。	
2	まつ なが きょう た 松 永 暁 太 (1972年5月11日生)	2000年4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所 2006年6月 当社非常勤監査役 2012年6月 当社非常勤監査役退任 2012年6月 当社社外取締役 2013年6月 当社非常勤監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ふじ合同法律事務所 所属弁護士	一株
		【監査役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から2013年に当社監査役就任以来、経営を監査・監視しています。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	げん ない さとる ※源 内 悟 (1971年6月26日生)	1992年4月 ナカバヤシ株式会社入社 1993年4月 市外電話サービス株式会社入社 1993年9月 ゼネラル通信工業株式会社入社 1994年7月 日本デジタル通信株式会社入社 1996年10月 株式会社エヌディーテレコム(現当社)、 取締役 2009年4月 管理本部情報システム部長 2015年4月 経営企画室セキュリティ担当部長 2020年10月 社長室シニアエキスパート(現任)	246,400株
	【監査役候補者とした理由】 当社創業期から技術部門担当役員としてITインフラ事業の業務執行を牽引しました。また、情報システム部門、情報セキュリティ部門の責任者も歴任した、IT全般にかかる経験及び知見に基づき、監査役候補者といたしました。		

(注)1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 荒井道夫氏は社外監査役候補者であります。
4. 当社は荒井道夫氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
5. 荒井道夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年9か月となります。
6. 当社は荒井道夫氏及び松永暁太氏との間で、責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 荒井道夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
9. 荒井道夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 荒井道夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 荒井道夫氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
いわぶちまさき 岩 洩 正 樹 (1967年6月19日生)	1995年4月 最高裁判所司法研修所入所 1997年4月 東京地方裁判所判事補 2001年8月 最高裁判所事務総局人事局付 2004年4月 宇都宮地方裁判所判事補 2007年4月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所 【補欠監査役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的かつ公正・中立的な立場から、特にコンプライアンスに関する助言、指導をいただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。	一株

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 岩洩正樹氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は岩洩正樹氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。

4. 当社は岩洩正樹氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員とすることといたしておりますが、当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

5. 当社は岩洩正樹氏が監査役に就任した場合には、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 岩洩正樹氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

7. 岩洩正樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

8. 岩洩正樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

9. 岩洩正樹氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継または譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

[ご参考]

■取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続き (取締役)

1. 方針

当社における取締役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・全社的な見地を有していること、客観的に分析・判断する能力、先見性に優れていること
- ・経営に対する深い知識と経験があり、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しており、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

2. 手続

当社は、取締役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、任意の諮問機関として、取締役会が選定した取締役、独立社外取締役及び社外監査役で構成する指名諮問委員会を設置し、独立社外取締役等による意見を踏まえた検討を経て、取締役会にて取締役候補者を指名しております。

(監査役)

1. 方針

当社における監査役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・当社の事業内容に対する深い理解と知識があること
- ・法律、財務又は会計の高度な知識および経験を有しており、当社の監査体制の強化に資すると認められること

2. 手続

当社は、監査役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、指名諮問委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、監査役候補者を監査役会に対して提案いたします。その後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて監査役候補者を指名しております。

■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、各事業分野に関する豊富な知識と経験を持った取締役により構成されております。また、社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、かつ、経営に関する豊富な経験を有しているため、独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。さらに、当社の事業活動に対する理解と財務、会計又は法律について豊富な知識と経験を有する各監査役が取締役に出席し、必要に応じて意見を述べております。このように、当社における取締役会は、そのバランス、多様性、規模を適正に確保しており、有効に機能しております。

■社外役員の独立性に関する考え方

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、以下の通り社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。

- (1) 当社グループ(注1)の業務執行者又は過去において業務執行者(注2)であった者
- (2) 当社の大株主(注3)の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
- (3) 当社の主要な借入先(注4)の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
- (4) 当社の会計監査人の社員または使用人
- (5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭(注5)その他の財産を得ている者
- (7) 当社の主要な取引先(注6)の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
- (8) (1)から(7)のいずれかに該当する者の近親者(注7)

(注1) 「当社グループ」とは、当社と当社の子会社をいう。

(注2) 「業務執行者」とは会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

(注3) 「大株主」とは、当社の直近の事業報告に記載された上位10名の大株主をいう。

(注4) 「主要な借入先」とは、当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先をいう。

(注5) 「多額の金銭」とは、年間の合計が1,000万円以上の専門的サービス等に関する報酬及び寄付等をいう。

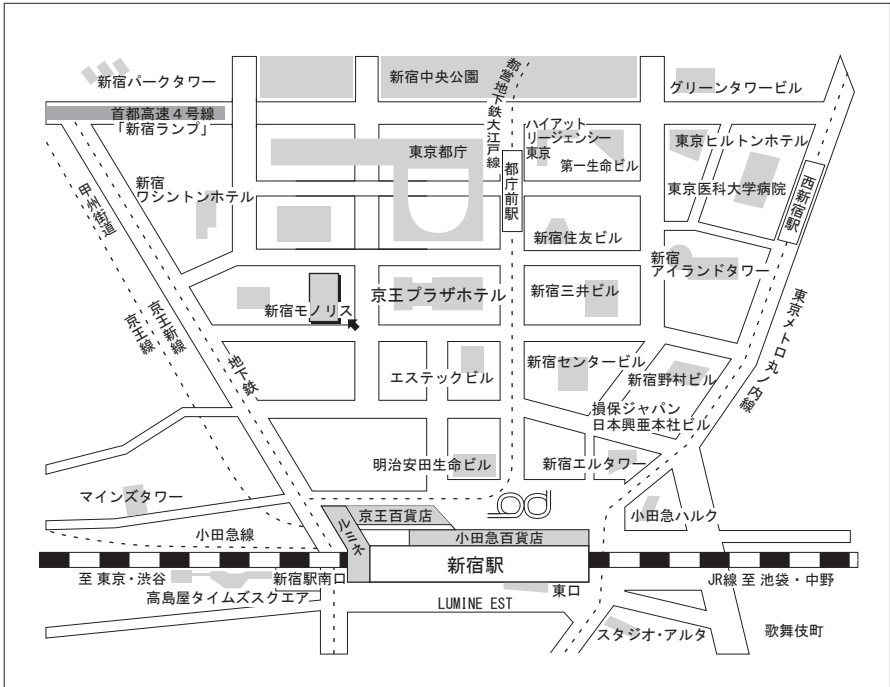
(注6) 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、取引先または当社の連結売上高の1%を超える企業等をいう。

(注7) 「近親者」とは、2親等以内の親族、配偶者及び同居人をいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
新宿モノリス11階 TKP新宿モノリスカンファレンスセンター
ホール11B
TEL 03(6388)0415



交通のご案内

- ・ JR「新宿駅」(南口、西口)、小田急線・京王線「新宿駅」より徒歩約10分
 - ・ 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、新宿線「新宿駅(新都心口)」から徒歩約5分
- ※当日は、公共交通機関をご利用ください。